

【質問・回答】

案件名 バスターミナル待合室電燈一式で使用する電力

No. 1

No.	質問内容	回答
1	<p>弊社からのご請求金額に含まれる燃料費等調整額は、北海道電力株式会社の特定小売供給約款に基づき、以下のとおり算定させていただきますが宜しいでしょうか。</p> <p>燃料費等調整額 = 燃料費等調整単価（燃料費調整単価 + 離島ユニバーサル調整単価） × 1 か月の使用量</p>	<p>よろしいです。なお、電気料金の請求金額については、契約約款第 11 条第 2 項のとおりとなります。</p>
2	<p>契約単価積算内訳書の基本料金小計、電力量料金小計は銭単位まで記載し、その合算（月額計）で円未満切捨てとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約単価積算内訳書に記載のとおり、基本料金と電力量料金については、それぞれ「円、銭単位まで記載可」としており、基本料金と電力量料金を合算した月の合計金額について、円未満の端数切捨てにて算定願います。</p>
3	<p>2024 年 4 月の容量市場の実需給期間開始に伴い、小売電気事業者には容量拠出金の負担が発生いたします。落札後、この容量拠出金についてお客様にご負担いただく必要が発生した場合、ご協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書第 12 条第 1 項の基準に該当しないと判断されることから、協議はできません。</p>